

農地法第3条による権利移動について

◎農地を耕作目的で売買、贈与、貸借する場合、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です◎

農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので、十分ご注意ください。

また、農地法第3条により取得した農地は、当分の間、転用できません。

1. 個人が農地の権利を取得する場合の主な要件 ※これ以外の要件等詳細はお問い合わせください。

- ・ 農地のすべてを効率的に利用すること
- ・ 必要な農作業に常時従事すること（原則、年間150日以上）
- ・ 周辺の農地利用に支障がないこと

2. 許可申請手続き

- ・ 許可申請書に必要書類を添付の上、当該農地の所在する農業委員会に提出してください。
- ・ 高根沢町の許可申請書の提出期限は毎月10日です。

3. 許可申請書 様式第1-1号（その1）・・・2部
 様式第1-1号（その2・3）・・・1部

4. 添付書類

○土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

○公図の写し

○周辺見取図

※譲受人が町外の居住者の場合 ○農家証明書 ○通作経路を示す図面

5. その他必要に応じて以下の書類を添付してください。

	書 類 名	備 考
1	相続関係系図・戸籍又は除籍謄本等	土地の登記事項証明書に記載されている所有者名義人と申請人が異なる場合
2	法人の登記事項証明書	申請人が法人の場合（市町・独立行政法人を除く。）
3	定款又は寄附行為の写し等	農地所有適格法人の場合は、左の他、規則第10条第2項第3号、第4号、第5号、第7号、第8号に記載されている書類のうち該当するもの
4	契約書の写し	法第3条第3項の規定の適用を受けて許可を受けようとする場合
5	所有者の同意 （様式第1-3号）	農地等を賃借等しているものが賃借権を移転、転貸する場合
6	単独申請行為該当事由を証する書類	単独申請（連署しないで申請書を提出）する場合
7	その他参考となる書類 ・ 営農計画書 ・ 損益計算書の写し 等 ・ 代理人申請の場合は委任状・確認書 等	許可権限者が必要と認めて提出を求めたもの 譲受人等が代理人に申請手続きを委任する場合は、委任状・確認書を添付すること。